

南島原市新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持助成金を支給します

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に大きな影響を受けた事業者の負担を軽減し、雇用の維持を図るため、国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた方に対して市独自の上乘せ助成を実施します。

助成対象

- ・市内に事業所を有している個人または法人
 - ・市税の滞納がない方
 - ・令和4年4月1日以降に国の雇用調整助成金の支給決定を受けた方
- ※「長崎県緊急雇用維持助成金」を受給されている方も対象となります。

助成率・限度額

国の「雇用調整助成金」の助成率に応じて次の金額を助成

【助成上限額】 1事業所当たり100万円

	国の助成率	市の助成率
①	5分の4	国の支給決定額の 8分の1
②	解雇等を行わない場合 10分の9	国の支給決定額の 18分の1

《助成イメージ》

市及び県の支給額は国の支給決定額に上記助成率を乗じた額となります。

①	国 4 / 5	事業所 1 / 10	市 1 / 10
②	9 / 10	1 / 20	1 / 20

※国の雇用調整助成金では、この他に拡充措置もありますので、詳しくは厚生労働省のHPをご確認ください。

申請手続

「雇用維持助成金交付申請書（様式第1号）」と次の資料を添付して下記へ持参又は郵送して下さい。

（添付書類）

- ・市税及び国民健康保険税の納税証明書（未納がない証明書）
- ・国の「雇用調整助成金」の支給決定通知書の写し
- ・国に提出した「雇用調整助成金等の支給申請書」及び「助成額算定書」の写し
- ・振込先の通帳の表紙見開き1枚目の写し

（提出先）

〒859-2211 南島原市西有家町里坊96番地2

南島原市地域振興部 商工振興課 商工振興班

《お問い合わせ先》

南島原市地域振興部 商工振興課 TEL：0957-73-6633

FAX：0957-82-3086

市ホームページ

南島原市雇用維持助成金

検索